

千葉県告示第626号

国民健康保険料の還付金の通知書を、別紙記載の方に送達すべきところ、その方の住所等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条及び地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示します。

なお、この書類は、送達を受けるべき方の申し出により千葉市役所保健福祉局医療衛生部健康保険課にて交付します。

この公示は、掲示を始めた日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものと見なされます。

令和8年7月10日

千葉市長 神谷俊一

1 書類名と件数

・国民健康保険料還付（充当）通知書 5件

還付充当通知書公示一覽

[illegible]

還付充当通知書公示一覽

[illegible]

還付充当通知書公示一覽

[illegible]